

社会保険 とちぎ

SHAKAI HOKEN TOCHIGI

2024.10

隔月発行

No.745

CONTENTS

日本年金機構 P2・3

- 令和6年10月から短時間労働者の適用拡大について
- 社会保険の手続きは電子申請で／在職老齢年金について

協会けんぽ P4・5

- 被扶養者資格の再確認にご協力ください
- 要治療者への受診勧奨のお願い

社会保険協会 P6・7・8

- ハンターマウンテン塩原スキーリフト利用割引券のご案内
- 日光山内社寺めぐりウォーキングのご案内
- JAはが野益子観光いちご団地(いちご狩り)入園割引券のご案内



とちぎ秋まつり (栃木市)

被保険者数が51人以上の企業等の

事業主のみなさまへ

令和6年10月から パート・アルバイトの社会保険の加入要件が更に拡大されます

令和6年10月から、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等（「特定適用事業所」といいます。）で働く以下の要件にすべて該当する短時間労働者の方は、社会保険の加入が義務化されます。

<加入対象（短時間労働者）の要件>

- 週の所定労働時間が20時間以上
- 2カ月を超える雇用の見込みがある
- 所定内賃金が月額8.8万円以上
- 学生ではない

○厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等について

適用事業所の厚生年金保険の被保険者（短時間労働者は含まない、共済組合員を含む）の総数（※）が1年のうち6月間以上51人以上となることが見込まれる企業のことです。

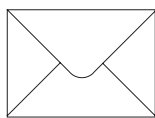
※法人事業所の場合は、同一法人格に属する（法人番号が同一である）すべての適用事業所の厚生年金保険被保険者の総数、個人事業所の場合は適用事業所単位の厚生年金保険被保険者数となります。

届出のご案内・書類作成スケジュール

令和6年10月以降、厚生年金保険の被保険者数が51人以上の企業等は適用拡大の対象事業所となるため、加入対象となる短時間労働者がいる場合は、「被保険者資格取得届」等の提出が必要です。新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、令和6年9月上旬までに「特定適用事業所該当事前のお知らせ」を送付しています。

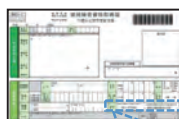
通知でお知らせ

令和6年9月上旬まで



日本年金機構から新たに適用拡大の対象となることが見込まれる事業所に、お知らせを送付します。

届出準備・作成



加入対象となる短時間労働者の資格取得届を準備します。

届出の提出



該当日の5日以内に届出を提出。
※短時間で効率的に届出できる電子申請をご利用ください。

お問い合わせは、お近くの年金事務所まで

県内年金事務所の
電話番号

宇都宮西年金事務所 TEL. 028(622)4281
宇都宮東年金事務所 TEL. 028(683)3211
栃木年金事務所 TEL. 0282(22)4131
大田原年金事務所 TEL. 0287(22)6311
今市年金事務所 TEL. 0288(88)0082



(<https://www.nenkin.go.jp/>)



社会保険の手続きは電子申請をご利用ください

健康保険・厚生年金保険に関する社会保険手続きは、インターネットを利用して申請・届出をすることができます。

● 電子申請可能な主な届書

資格取得届・資格喪失届・算定基礎届・月額変更届・賞与支払届・被扶養者（異動）届
・国民年金第3号被保険者関係届

● 電子申請のメリット



いつでもどこでも申請可能
オンラインで24時間365日申請ができます



処理が早い
例えば健康保険被保険者証は、紙で申請するより
3~4日早く届きます



コスト削減
郵送料・交通費の削減ができます



安全なネットワーク
セキュリティに配慮し、安全な仕組みを構築しています

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html>

日本年金機構 電子申請

検索



※届出用紙は、日本年金機構ホームページからダウンロードすることもできます。

■ 年金を受給しながら働いている短時間労働者への周知のお願い

1. 在職による年金の支給停止

老齢厚生年金を受給している方が、厚生年金保険の被保険者資格（短時間労働者を含む）を取得した場合、年金の一部または全部が支給停止となることがあります。（在職老齢年金）

2. 障害者または長期加入者の特例対象者の場合、経過措置があります

老齢厚生年金を受給している65歳未満の方のうち、障害者（障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度にある方）または長期加入者（厚生年金保険の被保険者期間が44年以上ある方）の特例対象者が厚生年金保険の被保険者資格を取得すると、年金の定額部分（加給年金額が加算されているときは加給年金額も含む。）が全額支給停止となります。

経過措置

令和6年9月30日以前から引き続き同じ事業所で短時間労働者として働いている方が、適用拡大により、令和6年10月1日に被保険者資格を取得し、定額部分の全額が支給停止される場合は、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を提出することで、年金の定額部分を引き続き受給することができます。

経過措置の対象となる方が、「障害者・長期加入者特例に係る老齢厚生年金在職支給停止一部解除届」を年金事務所に提出する必要があります。

※ 経過措置は令和6年10月1日付で被保険者資格を取得していることが要件となります。被保険者資格取得届の届出の際は、資格取得年月日について適切に届出いただきますようお願いいたします。

適用拡大の詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/tekiyokakudai.html>



協会けんぽからのお知らせ



被扶養者資格の再確認にご協力ください

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的に、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しております。

被扶養者資格の再確認は、被扶養者の現況確認だけでなく、ご加入の皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

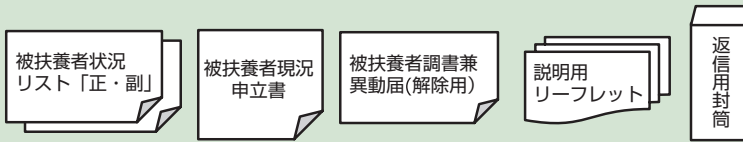
〈令和5年度の実績〉

- 扶養解除者数 約7.1万人
- 高齢者医療制度への負担軽減額（効果額）約10億円

再確認の対象となる方

令和6年4月1日時点で
18歳以上の被扶養者

協会けんぽからの送付物



送付時期

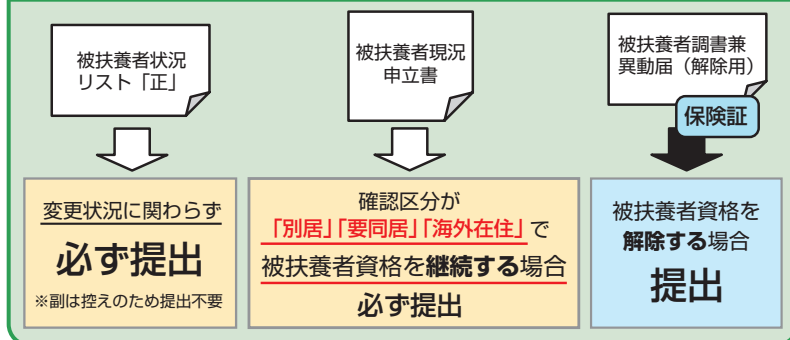
令和6年10月上旬から10月下旬

※確認対象となる被扶養者がいない事業所様につきましては、被扶養者状況リストはお送りいたしません。

添付書類

- ◆ 被保険者と別居している場合
→ 仕送りの事実と仕送り額が確認できる書類
- ◆ 海外に在住している場合
→ 海外特例要件に該当していることが確認できる書類

事業主様による再確認の流れ



令和6年11月29日(金) までに同封の返信用封筒で提出

よくあるご質問



被扶養者の状況に変更がありません。提出は不要ですか？

被扶養者の状況に変更がない場合でも、変更がないことを確認させていただきますので、リストの「変更なし」に☑チェックをしていただき、必ずご提出ください。



お問い合わせ先 業務グループ 028-616-1693

健診後の行動が
大切です!

受診が必要と判定された方は 速やかに医療機関を受診してください

協会けんぽでは、健診の結果 **血圧・血糖・脂質の値** が高く、医療機関への受診が必要と判定され、医療機関を受診されたことが確認できない場合、被保険者様のご自宅宛てに、「**医療機関へ受診していただくためのご案内**」をお送りしています。

医療機関への受診が必要と判定された場合には、放置せず早めに医療機関を受診していただきますようお願いいたします。

対象となる方

健診(生活習慣病予防健診・事業者健診・被扶養者様対象の特定健診)を受診された方で、以下の受診勧奨値に該当し、健診受診前1か月から受診後3か月以内に医療機関の受診が確認できない方

血圧		血糖		脂質
収縮期血圧	拡張期血圧	空腹時血糖	HbA1c	LDLコレステロール
160mmHg以上	100mmHg以上	126mg/dL以上	6.5%以上 (NGSP値)	180mg/dL以上



要注意

血圧、血糖、脂質の数値が高い状態にもかかわらず、治療せずに放置すると、心疾患や脳卒中など大きな病気を発症する可能性が高くなります。

事業主様・ご担当者様へのお願い

「忙しい」や「自覚症状がないから大丈夫」などのお声をいただくこともありますが、健診の異常値を放置すると、いずれ重病を引き起こしてしまいます。結果として多くの面で従業員ご本人様の負担となるだけでなく、**事業所様にとっても経営面で大きな損失**となってしまいます。

健診結果から医療機関への受診が必要と判定された場合には、必ず受診することを、事業主様から従業員様にお声がけいただくと共に、従業員様が受診できるようにご配慮いただきますようお願いいたします。

受診を迷っている方、その他ご不明点があれば 協会けんぽの保健師等にご相談ください。

お問い合わせ先 保健グループ 028-616-1695



全国健康保険協会 栃木支部

協会けんぽ

〒320-8514 宇都宮市泉町6-20 宇都宮DIビル7階

TEL 028-616-1691 (代表)

申請書は協会けんぽホームページからダウンロードできます

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/tochigi/>

ハンターマウンテン塩原スキーリフト利用割引券のご案内

白銀のゲレンデを風を切りながら滑ることで、ストレスや疲れを思いっきり発散させることができます。また、テクニックを身に付けうまく滑れるようになったときの達成感や爽快感も魅力ですね。今年も「ハンターマウンテン塩原」のスキーリフト割引券を発行します。予定営業期間等、ご確認のうえご利用ください。

施設（場所）	ハンターマウンテン塩原 (那須塩原市湯本塩原字前黒) TEL 0287-32-4580	
有効期限	2024年11月30日(土)～2025年3月31日(月)	
料金	一般リフト1日券料金	利用者負担金
	大人(中学生以上)6,000円	3,800円
	子供(小学生) 5,000円	2,800円
	※未就学児無料	



- 発行枚数** 1,350枚 ※1事業所6枚までとなります。
※発行枚数に達した時点で受付を締め切らせていただきます。
- 申込資格** 2024年度社会保険協会費を納入いただいた事業所の被保険者及びそのご家族。
- 申込方法** (1)下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
(2)返信用封筒(110円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上、同封してください。先着順に利用割引券をお送りします。



お申し込みお問い合わせ 〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階 一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480 **お願い** 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

スキーリフト利用割引券申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて 令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊦		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	協会管理番号		

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。(例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・そのご家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・そのご家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

*お申し込みされる方、全員(1事業所6名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。

NEW 日光山内社寺めぐりウォーキングのご案内 6kmコース 小雨決行⁺

「NPO法人栃木県ウォーキング協会」主催の「日光山内社寺めぐりウォーキング」に参加してみませんか。一般参加費500円は当協会が負担いたします。歩いて健康づくりしましょう。是非お申し込みください。

申込資格 2024年度社会保険協会費を納入いただいた事業所の被保険者及びそのご家族

主催 NPO法人栃木県ウォーキング協会 「第3回日光山内社寺めぐり」

実施日 令和6年11月6日(水)

コース (6km) JR日光駅(スタート)→稲荷神社→虚空蔵尊→日光橋→輪王寺→表参道→東照宮→上新道→二荒山神社→西参道→日光橋→119号線→JR日光駅(ゴール13時00分まで) ゴール後は自由解散

歩行形態 JR日光駅～日光橋 団体歩行
日光橋～日光山内～JR日光駅 自由歩行

参加費 会員とその家族：無料

受付場所 JR日光駅前

受付時間 9時20分～9時50分 **交通手段** JR日光線 宇都宮駅発 8時46分 → 日光駅着 9時28分
東武日光線 東武栃木駅発 8時33分 → 東武日光駅着 9時18分

申込期限 10月23日(水)

申込方法 (1) 下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。
(2) **返信用封筒(110円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上同封してください。** 当日受付に提出する「参加証」に案内を添えて返送いたします。

その他 参加費500円には、当日の保険(JWA障害福祉制度)が含まれています。
昼食・飲物は個人対応になります。



**お申し込み
お問い合わせ**

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとに同封してください

日光山内社寺めぐりウォーキング申込書

コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 あて

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊨		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	—	協会管理番号	

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。 例) 01-トヘソ
※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)	氏名	被保険者・家族の別 (○で囲んでください)
(代表者) ①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

*お申し込みされる方、全員(1事業所6名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。
※参加申込者の氏名のみ「栃木県ウォーキング協会」へ連絡させていただきます。

JAはが野益子観光いちご団地(いちご狩り)入園割引券のご案内

いちごは、寒い中でじっくり成熟することで甘くなるといわれています。
是非、美味しいキラキラいちごを味わってください(有効期限は4月末日までです)

施設(場所) JAはが野益子観光いちご団地

(芳賀郡益子町塙527-6)

TEL 0285-72-8768

有効期限 2025年1月2日(木)~2025年4月30日(水)

発行枚数 2,400枚

※1事業所6枚までとなります。

※発行枚数に達した時点で受付を締め切らせていただきます。



申込資格 2024年度社会保険協会費を納入いただいた事業所の被保険者及びそのご家族。

料 金

一般入園料金(3歳以上)		利用者負担金
1月~3月	2,000円	1,260円
4月	1,500円	710円



申込方法 (1)下記の申込書に必要事項をご記入いただき、下記宛先に郵送でお申し込みください。

(2)返信用封筒(110円切手貼付)に宛先(事業所又は申込者等)を明記の上、同封してください。先着順に入園割引券をお送りします。



お申し込み
お問い合わせ

〒320-0032 宇都宮市昭和1-7-10 東昭ビル3階
一般財団法人 栃木県社会保険協会 ☎028-666-0480

お願い 返送用の封筒(宛名明記・切手貼付)はそれぞれの申込書ごとと同封してください

益子観光いちご団地(いちご狩り)入園割引券申込書 コピー可

一般財団法人栃木県社会保険協会 へ

令和 年 月 日

事業所所在地	㊦ 住所		
事業所名称	㊦		
電話番号	担当者氏名		
事業所整理記号	協会管理番号		

※事業所整理記号は年金事務所から送付される算定基礎届等に記載されています。例) 01-トヘソ

※協会管理番号は「社会保険とちぎ」が送付された封筒の宛名シール下部に印字しています。

氏 名	被保険者・そのご家族の別 (○で囲んでください)	氏 名	被保険者・そのご家族の別 (○で囲んでください)
①	被保険者・家族	④	被保険者・家族
②	被保険者・家族	⑤	被保険者・家族
③	被保険者・家族	⑥	被保険者・家族

*お申し込みされる方、全員(1事業所6名まで)のお名前をご記入ください。

※この申込書に記入された情報は、本事業以外の目的には使用いたしません。